

議 案 第 1 1 号

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「軽便消火器等」を「消火器等」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診
--------------------	--------------------

下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の項中「同項第3号」を「同条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児の健康診断の実施に関する基準を緩和するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。